

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成25年8月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 佐 藤 祐 文
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会国会対策委員会
委員長 須 田 毅
(相模原市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望 ……………	1
【第89回定期総会決議事項】	
東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望 ……………	2
原子力発電所事故災害への対応に関する要望 ……………	9

第 89 回定期総会議決事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望

東日本大震災から 2 年 2 ヶ月が経過した。被災自治体においては、復旧・復興に向けて懸命の努力がなされているものの、ライフライン・公共施設の復旧、被災者の生活再建や地域産業の再生等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染問題への対応など、解決すべき困難な課題が数多く山積している。

発災以来、我々全国の市では、それぞれ被災地に対し出来得る限りの支援を行ってきたところであるが、これからの被災地の復旧・復興に向け、さらに全力で支援を行っていく決意である。

国においては、東日本大震災の被災地の復興を最優先課題と位置づけ、予算の重点化を行うとともに様々な施策を推進することで、被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、早期復興に向け、被災地の要望をより一層丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、全ての国民が念願する被災地全体の一日も早い復旧・復興の実現に向け、国の総力を結集することにより、さらに万全の措置を講じるよう強く要望する。

以上決議する。

平成 25 年 5 月 22 日

全国市議会議長会

東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望

東日本大震災から2年4ヶ月が経過し、解決すべき課題が山積しております。国においては、発災以来、国難というべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の施策を実施されておりますが、復興の進捗が遅れることのないよう、被災地の要望を丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

よって、国においては、被災地全体の日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 今回の大震災により未曾有の被害を受けた被災自治体において、復旧と再建に向けた膨大な財政需要が生じており、独自の財源では対応できないことから、復旧・復興に必要な予算について、十分確保すること。
- (2) 東日本大震災復興交付金については、上記の趣旨を踏まえ、具体の用途等について、被災地の実情に応じた対応が真に可能となるよう柔軟な運用を図ること。
- (3) 被災自治体における公的資金等からの既存債務について、被災した公共施設等（病院含む。）に係る借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等、下水道事業における資金不足対策を講じること。

- (5) 国庫補助・負担金や交付税について、災害に係る復旧・復興及び援助活動等の災害対応のための財政需要の増加及び被災者に対する減免措置等による減収等を考慮し、地方の資金需要に臨機に対応する措置を講じるとともに、国直轄災害復旧事業費にかかる地方負担金についてその負担を免除すること。
- (6) 住宅再建する場所に対する面的整備事業の適用の違いによって、同じように住宅が全壊流失した被災者間で、住宅再建時の支援に格差が生じ、不公平が存在することから、被災自治体では、地域実情に即した被災者への独自支援などを検討し、進めようとしているが、被害が甚大なゆえに、支援の実施によっては財政破綻が懸念される。
- よって、被災者に対する一定の公平性を確保する観点から、復興交付金事業（効果促進事業）による配分や震災復興基金の増額など、自由度の高い財源を付与すること。

2. 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
- (4) 被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような制度改善を図

ること。

- (5) 被災宅地の復旧支援に関して、既存の国庫補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国において、所有者自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- (6) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。

3. 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 津波により農地や農業排水施設等が壊滅的な被害を受けているほか、農業機械等も大きく被災していることから、これらの早期復旧に向けた支援措置を講じること。
- (3) 津波により被害を受けた農地の除塩事業に要する費用について、被災自治体においては災害復旧に要する財政需要が膨大であることから、全額を国において負担すること。
- (4) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (5) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大等の更なる拡充策や当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。

4. 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 本庁舎、総合支所、支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復旧補助金と同等の国庫補助制度を創設するなど、財政的支援の強化を図ること。
- (4) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 被災地の汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する支援制度を創設するとともに、被災自治体の財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、公共土木施設災害復旧事業として、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認める等、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用をすること。
- (6) 災害復旧事業における事業実施期間について、被災規模が甚大であることや復旧工事施工者の決定に時間を要することなどから、原則3か年に捉われない柔軟な運用をすること。
- (7) 被災した鉄道路線の復旧・復興に向け、従来の制度を抜本的に改

正し、運行主体に対する国の全面的な支援により、被災した鉄道施設を早急に復旧すること。

5. 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護従事者の処遇改善に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 重度の要介護状態が長期間継続すると見込まれる場合は、要介護者や家族の負担並びに要介護認定事務の負担の軽減を図るため、認定有効期限を更に長く設定することができるよう、必要な措置を講じること。
- (7) 少子高齢化の急速な進展により、市町村国保はその構造的な問題が課題とされてきたが、津波による家屋の流失や広範囲にわたる企

業の被災は失業者を増加させ、国保税は大幅な減収となっている。また、生活習慣病の重症化による医療費の増加が懸念されるなど、市町村国保の財政状況は極めて深刻な状況となっていることから、震災を原因とした悪化状況改善のための財政支援措置を早急に講じること。

- (8) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6. 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。

7. 被災地復興のための人的支援

- (1) 被災市町村の復興計画期間を見据えた行政職員の派遣支援制度年限の延長及び民間派遣職員の経費に係る地方交付税措置を講じること。
- (2) 復興業務が本番を迎える被災自治体に対する職員派遣支援体制の確立を図るとともに、被災自治体の要望を吸い上げ、県及び市町村と連携し、国においても積極的に人材の確保に努めること。

8. 今後の防災対策等

- (1) 津波対策としての地盤嵩上げ事業を補助対象メニューに組み込む

とともに、防災避難道路の整備について補助制度を創設すること。

- (2) 大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設等や、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。
- (3) 津波対策として、GPS沖合波浪計を用いた「津波防災支援システム」を確立するとともに、沿岸自治体が設置する津波観測計をネットワーク化し、自治体間で活用できるよう財政支援措置を講じること。

原子力発電所事故災害への対応に関する要望

東北地方沿岸部各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災より早くも2年4ヶ月が経過いたしました。

この間、各市町村は、住民が一日でも早く元の暮らしを取り戻すことができるよう必死になって復旧・復興に取り組んで参りましたが、特に原子力発電所事故災害により被った傷は思った以上に深く、解決に向けて困難な課題が山積しております。

これまでも再三にわたり住民の声を踏まえた要望を実施して参りました。しかし、日を迫うごとに新たな問題が表面化するなど、各自治体はその対応に大変苦慮いたしております。

つきましては、原子力発電所事故災害からの一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 被災者及び各種産業等に対する賠償等

- (1) 原発事故に起因するすべての損害（実害・風評被害）に対し、生活や事業の再建がなされるまで早急な仮払いを含め、適切で迅速な賠償を行うこと。また、避難に伴う費用、精神的損害の賠償等については、指示区域解除後においても十分な賠償を行うこと。
- (2) 特定避難勧奨地点の指定が所在した地域については、賠償格差等の不公平感により地域のコミュニティが大きく損なわれたことから、指定解除後の地域の振興と再生に十分な支援を行うこと。
- (3) 原発事故で放出された放射性物質の除染が進まず、健康不安や風評被害が依然としてある状況において、原発事故による影響が払拭されるまでは、東京電力福島第一原子力発電所事故における自主的

避難等対象区域居住者等に対する追加賠償の拡充及び期間の延長を図ること。

- (4) 風評被害の防止・解消に向け、より一層の対策強化を図り、被害の早期払拭を図ること。風評被害等により失われた、食の安全安心への信頼や、地域一丸となって築き上げてきたブランド価値を回復できるよう、国の責任による対策と、地域による復興・振興施策を全面的に支援する仕組みづくりを早急に講じること。

2. 被災者及び各種産業等の復旧・復興支援

- (1) 「(仮称) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、地域経済の復興再生の原動力として期待されているが、津波、原子力災害の被災地は広範囲にわたり、膨大な需要が見込まれることから、必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 風評被害により観光関連業は震災以降低迷していることから、安全性の広報と誘客施策に対して、国が積極的に支援し、効果的な観光プロジェクト事業の展開を講じること。
- (3) 自主的に住宅を移転、建設した被災者に対する支援や被災地での操業再開に伴う再移転費用の支援など、復興を後押しする支援制度を創設すること。
- (4) 水道が未普及のため井戸水を飲料水に使用する地域について、放射性物質による汚染への不安解消のため水道施設整備を実施する場合、その事業に要する費用はすべて国が負担すること。

3. 被災者の健康不安、被害の解消について

- (1) 避難生活や屋外活動の制限が長く続いたことによる運動不足やストレス等により肥満傾向にある子どもが増えている。子どもたちが

よりいっそう安全に、安心して運動に取り組める環境整備を推進するため、子どもたちの健やかな心と体の発達段階に応じた屋内遊び場や屋内運動場等の施設整備及び管理・運営に係る支援について、財政措置を講じること。

- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、医師、看護師等の医療従事者の県外流出による人材不足が深刻化しており、救急医療体制にも影響が生じていることから、これら医療従事者の確保について、国が早急に対策を講じること。
- (3) 介護福祉施設、障がい者福祉施設の事業再開のため、職員の安定確保について支援すること。
- (4) 原発被災者支援法に基づき、子ども・妊婦の医療費免除等の制度を構築すること。
- (5) ホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査等の健康調査を実施すること。
- (6) 国の責任において、生涯にわたり全ての福島県民に対するがん検診をはじめ、内部被ばく検査、血液検査を含む、定期的な被ばくの影響に関する検査・健康診断を速やかに実施すること。
- (7) 検診及び検査によって原発災害との因果関係が疑われる結果が認められた患者に対しては、国の責任において最先端の治療を講じること。

4. 放射性物質の除染対策等について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入

費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

- (2) 基準値を超えた稲わらや堆肥等の保管・処分に要する経費については、その全額を国において負担するとともに、それらの具体的な処分方法を早急に提示すること。
- (3) 放射性物質が含まれる廃棄物等の保管、処分等に係る経費について、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担するとともに、汚染の程度に関わらず、処分先を確保すること。
- (4) 農水畜産物等に含まれる放射性セシウム等汚染物質の検査に要する経費については、その全額を国において負担すること。
- (5) 腐葉土の生産及び利用自粛に伴う農家等の損失補償について措置を講じるとともに、既に流通している腐葉土に関する検査等の費用についてもその全額を国において負担すること。
- (6) 除染においては、効果的な除染方法を取り入れ、放射線量の高低に関わらず、地域の実情に応じた柔軟な対応や人員確保、協議時間短縮による作業の迅速化を図るとともに、「除染関係ガイドライン」を速やかに改訂し、除染費用の全額負担を行うこと。さらに、農業用水路、池沼、ダム、河川、山林等の除染についても、早期かつ効果的な除染工法を示すなど責任を持って対応すること。
- (7) 国が管理する施設について、市町村が行う生活空間の除染に遅れることなく、早期に除染を実施すること。
- (8) 住宅除染にかかる費用の国費措置を早急に行うこと。
- (9) 個人や企業が、市町村の除染計画に準じて独自に行った除染費用についても、国において確実に負担すること。
- (10) 山林や河川などの自然環境における生態系への放射能による影響を継続的に調査すること。

- (11) 森林除染と森林、林業再生の一体的推進並びに木材関連産業の振興及び雇用の安定化のため、木質バイオマス発電施設の整備について、立地及び財政に係る支援を行うこと。
- (12) 下水汚泥等については、国の基準で放射性物質が1 kgあたり8,000ベクレル以下は処分可能とされているが、処分場周辺住民の理解が得られない現状にある。国は、基準を決めるだけでなく、国による直接処分を含め、住民が安心して納得できる対策を講じること。

5. 仮置場、中間貯蔵施設、最終処分場の建設等について

- (1) 市町村の仮置場の早期解消を図るため、一刻も早く中間貯蔵施設を整備し、供用を開始するとともに、放射性廃棄物などについて最終処分までの計画を早期に提示すること。また、中間貯蔵施設では、放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定されない地域についても除染土壌等の受け入れを行うこと。
- (2) 除染を速やかに進めるためには、国が設置する中間貯蔵施設が完成するまでの間、全市的な仮置場の設置が不可欠であることから、国有地の提供を含め、仮置場を設置するためのあらゆる支援を講じること。
- (3) 仮置場の設置基準については、単に費用対効果から検証するのみならず、リアルタイム線量計を設置するなど、周辺住民が常に安全性を確認できる構造を確立するとともに、周辺環境及び健康に関する安全性について、住民が理解できるよう、専門的な知見からの技術支援を行うこと。また、仮置場隣接地の住民に対する風評被害について補償をすること。
- (4) 放射性汚染物質処理施設等建設に際しては、近隣自治体に対し十分な説明を行うとともに、建設後においても必要かつ十分な情報を

提供すること。

- (5) 土壌放射性濃度測定など安全の根拠となる調査は、福島県全市町村を対象に国が責任をもって実施し、公開すること。
- (6) 復旧作業は停滞し、大幅に遅れていることから、災害がれき、生活系ごみ、危険家屋等の処理については、計画どおり、平成26年3月末までに処理を完了すること。
- (7) 津波で被災した浄化槽汚泥の処理・処分については、国立環境研究所から示された方法では、し尿処理施設の構造、処理方法上困難なため、早急に汚泥の受入れ先となる最終処分場を確保すること。
- (8) 放射性物質により汚染された下水道汚泥、可燃物、焼却灰、農業系廃棄物については、国の責任において保管場所や最終処分場を確保し処理すること。